

平成二十二年内閣府令第四号

資金移動業者に関する内閣府令

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、資金移動業者に関する内閣府令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第十条）
第二章 業務（第十一条―第三十二条の四）
第三章 監督（第三十三条―第三十六条）
第四章 雑則（第三十六条の二―第四十二条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「電子決済手段」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、電子決済手段、特定信託為替取引、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。

2 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」とは、「特定資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業をいう。

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役等 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者又は外国信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者）をいう。
- 二 資金移動業関係業者 資金移動業者（法第三十七条の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。以下「資金移動業者等」という。）、外国資金移動業者、電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）、外国電子決済手段等取引業者又は信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。

第一条の二 法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。

二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によつてする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。

三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。
- ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

（訳文の添付）

第二条 法（第三章に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号、第二十条、第二十一条の五、第四十条及び第四十一条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（外国通貨の換算）

第三条 法 令又はこの府令の規定により金融庁長官に提出する書類中、外国通貨をもつて金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（特定信託会社名簿のその他の記載事項）

第三条の二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、第三条の六第三項各号に掲げる事項とする。

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 発行する特定信託受益権（特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）の変更
 - 二 特定信託口座（特定信託会社とその発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号及び第三十三条第一項第一号ロにおいて同じ。）に関する次に掲げる事項の変更
 - イ 当該特定信託口座のある銀行等の商号又は名称
 - ロ 当該特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - ハ 当該特定信託口座の名義
 - ニ 当該特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項
- （特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）
- 第三条の四** 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
 - 二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）における特定信託口座に係る残高証明書
- （特定資金移動業の廃止等に伴う債務の履行の完了が不要な場合）
- 第三条の五** 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、特定信託会社が事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により特定資金移動業の全部を他の特定信託会社に承継させた場合又は新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合とする。
- （特定信託会社による特定資金移動業に係る届出）
- 第三条の六** 法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社は、別紙様式第一号（外国信託会社にあつては、別紙様式第一号の二）により作成した届出書に、同項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 2 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の前三月以内に発行されたものに限る。）とする。
 - 一 別紙様式第一号の三により作成した法第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面
 - 三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて前項の規定による届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - 四 別紙様式第一号の四又は別紙様式第一号の五により作成した取締役等の履歴書又は沿革
 - 五 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
 - 六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
 - 七 会計監査人設置会社である場合にあつては、届出の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
 - 八 事業開始後三事業年度における特定資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面
 - 九 特定資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。第六条第十一号において同じ。）
 - 十 特定資金移動業を管理する責任者の履歴書
 - 十一 特定資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第六条第十三号及び第三十二条において同じ。）
 - 十二 特定資金移動業の利用者と特定信託為替取引を行う際に使用する契約書類
 - 十三 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書
 - 十四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
 - イ 指定特定資金移動業務紛争解決機関（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定特定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
 - ロ 指定特定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 十五 その他参考となるべき事項を記載した書面
- 3 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 商号及び住所
 - 二 資本金の額
 - 三 特定資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

- 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国信託会社にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名
- 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 六 外国信託会社にあつては、国内における代表者の氏名
- 七 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 八 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第十条第三項第八号において同じ。）以外の事業を行っているときは、その事業の種類
- 九 特定資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
- 十 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下この章において同じ。）の氏名、商号又は名称
- 十一 加入する認定資金決済事業者協会（資金移動業者等をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称（特定信託受益権についての償還を要しない場合）
- 第三條の七 法第三十七条の二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該特定信託会社が遅滞なく当該特定信託受益権をその履行等金額（法第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。第三十三条第一項第一号イにおいて同じ。）と同額で買い取る場合とする。
- （登録の申請）
- 第四條 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第二号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号の二）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- （登録申請書のその他の記載事項）
- 第五條 法第三十八条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 資金移動業（特定資金移動業を除く。以下同じ。）の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
 - 二 主要株主の氏名、商号又は名称
 - 三 加入する認定資金決済事業者協会の名称
- （登録申請書の添付書類）
- 第六條 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。
- 一 別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面
 - 三 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - 四 取締役等が法第四十条第一項第十一号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面
 - 五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革
 - 六 別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - 七 外国資金移動業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面
 - 八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
 - 九 会計監査人設置会社である場合にあつては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
 - 十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種類（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種類をいう。以下同じ。）ことの収支の見込みを記載した書面
 - 十一 資金移動業に関する組織図
 - 十二 資金移動業を管理する責任者の履歴書
 - 十三 資金移動業に関する社内規則等
 - 十四 資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類
 - 十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書
 - 十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
 - イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合
 - ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 - 十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(登録申請者等への通知)

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書又は別紙様式第八号の二により作成した登録済通知書により行うものとする。

(資金移動業者登録簿等の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録又は登載をした資金移動業者等に係る資金移動業者登録簿又は特定信託会社名簿を当該資金移動業者等の本店（外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者等は、法第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三（特定信託会社にあつては、別紙様式第九号の三の二）により作成した法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関する参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九条の三 法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 為替取引に係る業務の提供方法

二 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

三 犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

四 法第五十一条の二の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業（特定信託会社にあつては、特定資金移動業。第二十四条から第三十条まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項第五号及び第七号並びに第六項並びに第三十九条において同じ。）の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業（特定信託会社にあつては、特定資金移動業）の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の変更の認可の申請等)

第九条の四 資金移動業者等は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関する事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十条の二第二項後段（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第四十条の二第一項第一号に規定する上限額を引き下げる変更

二 前条第二号に規定する国及び地域を減ずる変更

3 資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(変更登録の申請)

第九条の五 資金移動業者は、法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第九号の六により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(変更登録申請書の添付書類)

第九条の六 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別紙様式第九号の七により作成した法第四十条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

三 会計監査人設置会社である場合に於ては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

四 新たに営もうとする種別の資金移動業に係る事業の開始後三事業年度における当該種別の資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

五 新たに営もうとする種別の資金移動業に係る第六条第十一号から第十五号までに掲げる書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

(変更登録申請者への通知)

第九条の七 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の八により作成した変更登録済通知書により行うものとする。

(変更登録の拒否の通知)

第九条の八 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の九により作成した変更登録拒否通知書により行うものとする。

(あらかじめ届け出ることを変更)

第九条の九

第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更(法第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。)とする。

- 一 各営業日における未達債務の額(法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。以下同じ。)の算出時点(第十一条第三項及び第四項第二号並びに第三十三条第一項第六号において「未達債務算出時点」という。)及びその算出方法の変更
- 二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間(法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第一項第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。)の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)
- 三 供託期限(法第五十八条の二第五項第三号に規定する供託期限をいう。以下同じ。)の変更(供託期限を短縮する変更を除く。)
- 四 履行完了額算出時点(第十一条第四項第二号に規定する履行完了額算出時点をいう。)の変更
- 五 新たに電子決済手段(特定信託受益権を除く。次号において同じ。)の発行による為替取引を行うことによる資金移動業の内容又は方法の変更
- 六 電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合にあつては、発行する電子決済手段の変更(変更の届出)

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 第三条の三第一号に掲げる変更 当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類
- 二 前条第一号から第四号までに掲げる変更 当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十四号までに掲げる書類
- 三 前条第五号及び第六号に掲げる変更 当該変更に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類
- 2 資金移動業者は、法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
 - 一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 資本金の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - 三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合(第九号に掲げる場合を除く。) 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - 四 取締役等に変更があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類
 - ロ 新たに取締役等になつた者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類(第六条第二号に掲げる書類に限る。)が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ハ 別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
- 五 資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類
- 六 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十五号に掲げる書類
- 七 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第七号により作成した株主の名簿
- 八 他に行っている事業に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 九 法第三十七条の登録を財務局長等から受けている資金移動業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七条の登録済通知書
- 十 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

3 特定信託会社は、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 二 資本金の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合(第九号に掲げる場合を除く。) 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 四 取締役等に変更があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 新たに取締役等になつた者に係る第三条の六第二項第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該変更に係る同項第五号に掲げる書類
 - ロ 新たに取締役等になつた者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類(第三条の六第二項第二号に掲げる書類に限る。)が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 五 特定資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類
- 六 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第三条の六第二項第十三号に掲げる書類
- 七 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿
- 八 信託業以外の行っている事業に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

- 九 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項の規定による登録を財務局長等から受けている特定信託会社が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合、第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七十九条の登録済通知書
- 十 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合、認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面
- 四 財務局長等は、第二項第九号又は前項第九号に掲げる場合における第二項又は前項の規定による届出があったときは、第二項第九号又は前項第九号の他の財務局長等に当該届出があった旨を通知しなければならない。
- 五 前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を資金移動業者登録簿に登録し、又は特定信託会社名簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第七十九条の登録済通知書又は登録済通知書により通知するものとする。

第二章 業務

(履行保証金の供託)

第十一条 法第四十三条第一項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、二営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、同

月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあつては、一週間）とする。

2 法第四十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める期間は、三営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあつては、一週間）とする。

3 未達債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（既に法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した資金移動業がある場合にあつては当該資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務の額を、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなつた資金移動業がある場合にあつては当該資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務の額を、当該各号に定める額から控除した額）とする。

一 国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができない場合、各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に關する債務の額

二 前号に掲げる場合以外の場合、各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に關する債務の額

4 前項の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号に掲げる場合には、前項各号に定める額から次の各号に定める額を控除した額を未達債務の額とすることができる。

一 資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に關する債権を有する場合、当該利用者ごとに算定した当該債権の額（当該債権の額が当該利用者に対し負担する当該債務の額を上回る場合にあつては、当該債務の額）の合計額

二 資金移動業者が第一種資金移動業を営む場合であつて、前項の規定により算出した額（第一種資金移動業に係るものに限る。）が履行完了額算出時点（未達債務算出時点から供託期限までの間で当該資金移動業者が定める時点をいう。第三十三条第一項第六号において同じ。）を未達債務算出時点とみなして前項の規定の例により算出した額を上回るとき、当該上回る額

5 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行うものとする。

6 法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手續に關する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額とする。

一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第一項第四号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき、当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二 未達債務の額が一億円を超えるとき、当該未達債務の額から一億円を控除した残額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

7 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条の規定による履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(履行保証金に充てることのできる債券の種類)

第十二条 法第四十三条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券とする。

一 国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。）

二 地方債証券

三 政府保証証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。）

四 金融庁長官の指定する社債券その他の債券

(履行保証金に充てることのできる債券の評価額)

第十三条 法第四十三条第三項の規定により債券を履行保証金に充てる場合における当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一号に掲げる債券 額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）
 - 二 前条第二号に掲げる債券 額面金額百円につき九十円として計算した額
 - 三 前条第三号に掲げる債券 額面金額百円につき九十五円として計算した額
 - 四 前条第四号に掲げる債券 額面金額百円につき八十円として計算した額
- 2 割引の方法により発行した債券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数×発行の日から供託の日までの年数、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一年未満の端数は、切り捨てる。

第十四条 資金移動業者の届出

第十四条 資金移動業者は、法第四十四条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

履行保証金保全契約の内容

第十四条の二 令第十五条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができずとする。

- 一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号に規定する履行保証金等合計額をいう。以下この条及び第十九条第八号において同じ。）を下回る場合であつて、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。
- 二 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の行使の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。
- 三 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の行使の手続が終了した場合であつて、当該権利の行使の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

- 四 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。
- 五 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十五条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる銀行等の種類に応じ、当該各号に掲げる区分とする。

一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。第二号において同じ。）

最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る

単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

- イ 単体普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。
- ロ 単体Tier 1比率 六パーセント以上であること。
- ハ 単体自己資本比率 八パーセント以上であること。

一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

- イ 単体普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上であること。
- ロ 単体Tier 1比率 六パーセント以上であること。
- ハ 単体自己資本比率 八パーセント以上であること。

二 海外営業拠点を有しない銀行若しくは長期信用銀行又は海外拠点を有しない信用金庫連合会若しくは信用金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類）における国内基準に係る単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

三 労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁

業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が四パーセント以上であること。

四 農林中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類(当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類)における単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ 単体普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上であること。

ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上であること。

六 外国銀行支店 当該外国銀行支店に係る外国銀行(銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。)が外国において適用される同法第十四条の二に規定する基準に相当する基準を満たしていること。

2 前項第一号、第一号の二及び第二号の「海外営業拠点」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号)第一条第三項又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十号)第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。

3 第一項第一号の三及び第二号の「海外拠点」とは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号)第三条第三項に規定する海外拠点をいう。

4 第一項第一号から第一号の三までの「国際統一基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項若しくは第三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

5 第一項第一号から第二号までの「単体自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第七条、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第六項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体自己資本比率をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第六項に規定する単体普通出資等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。

6 第一項第二号の「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第五条若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

7 第一項第三号の「単体自己資本比率」とは、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号)第二条第三項に規定する単体自己資本比率を、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、農業協同組合法第十条第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、水産業協同組合法第十一条第四号の事業を行う漁業協同組合又は同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合にあつては水産業協同組合法第二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率を、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあつては同法第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

8 第一項第四号の「単体自己資本比率」、「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第三項に規定する単体自己資本比率、単体普通出資等Tier1比率、単体Tier1比率及び単体総自己資本比率をいう。

9 第一項第五号の「単体自己資本比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいい、「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等)

第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることをいう。

2 前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に係る算式により得られる比率をいう。

一 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。） 同法第三十条に規定する基準のうち、保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めるもの

二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。次項において同じ。） 同法第二百二条に規定する基準

三 引受社員（保険業法第二百九条第一項の引受社員をいう。次項において同じ。） 同法第二百二十八条に規定する基準

3 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

（履行保証金保全契約の全部の解除）

第十七条 資金移動業者は、履行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十二号により作成した履行保証金保全契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（履行保証金信託契約の届出）

第十八条 資金移動業者は、法第四十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十三号により作成した履行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者（以下この条、第三十三条第一項第九号及び第三十五条の二第一項第二号ホにおいて「信託契約資金移動業者」という。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引（履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全ての利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者）を信託財産の元本の受益者とする。

二 複数の履行保証金信託契約を締結する場合は、当該複数の履行保証金信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ 法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消されたとき。

ロ 破産手続開始の申立て等が行われたとき。

ハ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ 法第五十六条第一項の規定により履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ホ 金融庁長官が供託命令を発したとき。

四 信託契約資金移動業者が前号に掲げる要件に該当することとなつた場合には、受益者及び受益者代理人が信託会社等に対して受益債権を行使することができないこと。

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条、第二十一条の三第二号及び第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本の補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ 国債証券その他金融庁長官の指定する債券の保有

ロ 銀行等に対する預貯金

ハ 次に掲げる方法

- (1) コール資金の貸付け
- (2) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託

六 信託契約資金移動業者が信託財産を債券とし、又は履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産を前号イに掲げる方法により運用する場合にあつては、信託会社等又は信託契約資金移動業者がその評価額を第二十一条に規定する方法により算定すること。

七 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る他の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ハ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。

ニ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要

除を行うとき。

ニ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要

履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。

ヘ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

九 前号に掲げる場合に行う履行保証金信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産を信託契約資金移動業者に帰属させるものであること。

十 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて、遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十一 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて供託した場合においては、当該履行保証金信託契約を終了することができること。

十二 前号の場合であつて、当該履行保証金信託契約が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

十三 信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用が信託財産の元本以外の財産をもつて充てられらるること。

（信託財産とすることができる預貯金等の種類）

第二十條 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める預貯金は、銀行等に対する預貯金とする。

2 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。）とする。

一 国債証券

二 地方債証券

三 政府保証債券

四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十一に規定する債券

五 外国の発行する債券（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第十三条第三号に掲げる場合に該当するものに限る。）

六 金融庁長官の指定する社債券その他の債券（信託財産とすることができる債券の評価額）

第二十一條 法第四十五条第三項の規定により債券を信託財産とし、又は第十九条第五号イの規定により信託財産の運用として債券を保有する場合の当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、当該各号に定める率を資金移動業者の各営業日における当該債券の時価に乗じて得た額を超えない額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる債券 百分の百

二 前条第二項第二号に掲げる債券 百分の九十五

三 前条第二項第三号に掲げる債券 百分の九十五

四 前条第二項第四号に掲げる債券 百分の九十五

五 前条第二項第五号に掲げる債券 百分の八十五

六 前条第二項第六号に掲げる債券 百分の八十五

（履行保証金信託契約の全部の解除）

第二十二條の二 資金移動業者は、履行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（預貯金等による管理の方法）

第二十二條の三 法第四十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 銀行等に対する預貯金により管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

（預貯金等による管理に係る届出等）

第二十二條の四 資金移動業者は、法第四十五条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十五条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 次のイ及びロに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イ及びロに定める事項

イ 前条第一号に掲げる方法 次に掲げる事項

- (1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称
 - (2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - (3) 預貯金の名義
 - (4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項
- ロ 前条第二号に掲げる方法 次に掲げる事項
- (1) 金銭信託の受託者の商号又は名称
 - (2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - (3) 金銭信託の名義
 - (4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項
- 四 法第四十五条の二第二項の規定に基づき監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の氏名又は名称
- 五 その他参考となる事項
- 3 法第四十五条の二第三項に規定する預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。
 - 4 資金移動業者は、法第四十五条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
 - 5 法第四十五条の二第三項に規定する当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 商号
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 変更に係る事項
 - 四 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあつては、当該変更を行う日の直前の基準日（法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。第七項第三号において同じ。）における第三種資金移動業に係る要供託額（法第四十五条の二第四項に規定する要供託額をいう。）
 - 五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあつては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額
 - 六 その他参考となる事項
 - 6 資金移動業者は、法第四十五条の二第五項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
 - 7 法第四十五条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 商号
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 預貯金等管理終了日（法第四十五条の二第五項に規定する預貯金等管理終了日をいう。次号において同じ。）の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（同項に規定する要供託額をいう。）
 - 四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額
- （預貯金等管理方法に係る監査）
- 第二十一条の五 資金移動業者（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている者に限る。以下この条において同じ。）は、同条第二項の規定に基づき、預貯金等管理方法（同条第一項第一号に規定する預貯金等管理方法をいう。第三十三条第一項第十号ロにおいて同じ。）による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（次項、第三十三条第一項第十号ハ及び第三十五条の二第二項第二号ニにおいて「預貯金等管理監査」という。）を受けなければならない。**
- 2 次に掲げる者は、預貯金等管理監査をすることができない。
- 一 公認会計士法の規定により、法第四十五条の二第二項の規定による監査に係る業務をすることができない者
 - 二 資金移動業者の子会社（会社法第二十五条第三号に規定する子会社をいう。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 - 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの
- （金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託）
- 第二十二条 法第四十六条の規定による命令に基づき履行保証金の供託を行う場合においては、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結した資金移動業者の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。**
- 2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十八号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(債務の履行をすることができない場合の公告)
第二十三條 令第十七條第二項第二号の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二條第三十四号に規定する電子公告をいう。）により行うものとする。

(資金移動業に係る情報の安全管理措置)
第二十四條 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)
第二十五條 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の漏えい等の報告)
第二十五條之二 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報（個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六條第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)
第二十六條 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)
第二十七條 資金移動業者等は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 委託先が行う資金移動業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、資金移動業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 資金移動業者等の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八條 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 銀行等が行う為替取引ではないこと。
- 二 預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法第二條第四項に規定する定期積金をいう。）を受け入れるものではないこと。
- 三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三條又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五條に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
- 四 その他銀行等が行う為替取引との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(利用者に対する情報の提供)

第二十九條 資金移動業者等は、資金移動業の利用者（資金移動業関係業者を除く。以下この条から第三十條までにおいて同じ。）との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

- 一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法
 - イ 標準履行期間
 - ロ 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
 - ハ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
- 二 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
 - ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者等が法第五十一條の四第一項第一号（法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者等の法第五十一条の四第一項第二号（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- へ その他当該為替取引の内容に参考となると認められる事項
- 二 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合 当該契約の相手方となる利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法
- イ 取り扱う為替取引の額の上限
- ロ 前号イからホまでに掲げる事項
- ハ 契約期間
- ニ 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
- ホ その他当該契約の内容に参考となると認められる事項
- 2 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（以下「為替証書等」という。）を発行して為替取引を行う場合であつて、当該為替証書等に次に掲げる事項を表示したときは、前項の規定は、適用しない。
- 一 当該為替証書等によって権利を行使することができる額又はその上限
- 二 当該為替証書等によって権利を行使することができる期間又は期限が設けられている場合は、当該期間又は期限
- 三 前項第一号ロからホまでに掲げる事項
- 四 当該為替証書等によって権利を行使することができる施設又は場所の範囲
- 五 当該為替証書等の利用上の必要な注意
- 六 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により金額を記録している為替証書等にあつては、その残高又は当該残高を知ることができる方法
- 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し同項の規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項の規定により情報を提供することを要しない。
- 第二十九条の二** 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。
- 一 その営む資金移動業の種別（特定信託会社にあつては、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項に規定する額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営むときは、その旨）
- 二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称
- 三 その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限
- 四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている場合にあつては、預貯金等管理割合及び法第五十九条第一項ただし書に規定する権利の内容
- 五 為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
- 六 その他前各号に掲げる事項に参考となると認められる事項
- 2 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段等取引業者が当該利用者との間で当該為替取引に係る法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合において、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。
- 一 当該資金移動業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 その他当該資金移動業の内容に参考となると認められる事項
- 3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。
- （電子決済手段の内容に関する説明）
- 第二十九条の三** 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。
- 2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。
- 一 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- 四 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）

五 当該資金移動業者等に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
 六 その他電子決済手段の内容に関する参考となる認められる事項

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(受取証書の交付)

第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業者の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。

一 資金移動業者等の商号及び登録番号(特定信託会社にあつては、届出受理番号)

二 当該利用者から受領した資金の額

三 受領年月日

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みにより資金を受領する場合にあつては、当該利用者の請求があつたときに限り、適用する。

3 第一項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が書面又は電磁的方法により当該申出を撤回した場合は、この限りでない。

4 第一項及び前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 電磁的方法による提供を受けたい旨の申出又は当該申出に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法

イ 申出若しくは撤回を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子機器と受信者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該

情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

5 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号に定める方法にあつては、申出又は撤回を受ける者が申出又は撤回をする者に対し、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出又は当該申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

二 前項第二号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること(当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。)により書面を作成できるものであること。

三 前項第二号に掲げる方法のうち受信者の電子機器として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

4 第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行うことを要しない。

(為替取引に用いられることがない認められる利用者の資金を保有しないための措置)

第三十条の二 資金移動業者(第二種資金移動業者を営む者に限る。次項において同じ。)は、各利用者に対して負担している為替取引(第二種資金移動業者に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金(第二種資金移動業者に係るものに限る。)が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

2 資金移動業者が電子決済手段の発行による為替取引を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「に対して負担している為替取引(第二種資金移動業者に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」に関する債務の額」とあるのは「電子決済手段(当該資金移動業者が発行するものであつて、電子決済手段等取引業者が利用者(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。)のために電子決済手段の管理(法第二条第十項に規定する電子決済手段の管理をいう。)を行う場合における当該電子決済手段に限る。)の履行等金額(第三条の七に規定する履行等金額をいう。)」と、「債務に係る債権者である」とあるのは「電子決済手段に係る」とする。

3 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。

(利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置)

第三十条の三 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

(二)以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に對して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれを利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

2 資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、各利用者に対して負担する資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれを利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

3 資金移動業者(第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。)は、利用者から資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあつては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合には、当該為替取引の停止等を行う措置

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあつては、当該利用者が当該資金移動業者等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

三 資金移動業の利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあつては、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

四 為替取引に係る業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し資金移動業の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置

五 資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置

六 特定信託会社にあつては、その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(当該資金移動業者等が講ずる法第五十一条の四第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(第一種資金移動業に関し負担する債務の制限)

第三十二条の二 法第五十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移動する資金の額
- 二 資金を移動する日
- 三 資金の移動先

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間(利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。)とする。(消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者)

第三十二条の三 法第五十一条の四第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

- 一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情(法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十八条に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二十五条(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する苦情を含む。次項第一号において同じ。)に規定する苦情移動業務(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。)に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

- 二 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより資金移動業関連苦情の処理を図ること。

四 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

五 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十九条第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

2 法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十九条に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二十五条に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

四 資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消の日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消の日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消の日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消の日から五年を経過しない者

第三章 監督

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 資金移動業の種別ごとの取引記録

二 総勘定元帳

三 資金移動業の利用者との間を為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合にあつては、顧客勘定元帳

四 各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要履行保証額（法第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。）の記録

五 第十一号第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあつては、各営業日における資金移動業の種別ごとの次に掲げる額の記録

イ 各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額

ロ 各利用者に対して有する為替取引に関する債権の額

六 第十一号第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあつては、履行完了額算出時点を未達債務算出時点とみなして同条第三項の規定の例により算出した額及び同号に定める額の記録

七 各算定日における資金移動業の種別ごとの要供託額の記録

八 履行保証金を供託している場合にあつては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金の額の記録

九 信託契約資金移動業者である場合にあつては、各算定日における資金移動業の種別ごとの信託財産の額の記録

十 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者である場合にあつては、次に掲げる記録

イ 各営業日における第三種資金移動業の各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額の記録

ロ 各営業日における預貯金等管理方法により管理する金銭の額の記録

ハ 預貯金等管理監査の結果に関する記録

十一 特定信託会社である場合にあつては、次に掲げる記録

イ 各営業日における当該特定信託会社が発行した特定信託受益権の履行等金額の合計額の記録

ロ 各営業日における特定信託口座により管理する金銭の額の記録

2 資金移動業者等は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十一号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(資金移動業に関する報告書)

第三十四条 法第五十三条第一項の報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごと(特定信託会社にあつては、特定資金移動業を含む。)の収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号(外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、別紙様式第二十号)により作成して、事業年度(外国信託会社にあつては、毎年四月から翌年三月までの期間。次条第一項において同じ。)の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間。次項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号ニにおいて「報告対象期間」という。)とする。

2 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成して、報告対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)

ロ 直前の事業年度において法第四十五条の二第一項の規定を受けていた場合には、イに掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 当該報告書に係る報告対象期間に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

ロ 報告対象期間に令第十七条第一項又は第三項の規定により履行保証金の取戻しをした場合であつて、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

ハ 報告対象期間に履行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ニ 報告対象期間に履行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ホ 報告対象期間の末日(ホ及び次項第二号において「報告基準日」という。)において信託契約資金移動業者であつた場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 前項第二号イからホまでに掲げる書類

ロ 報告基準日において第二十一条の三第一号に掲げる方法により金銭を管理していた場合には、銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日における残高証明書

ハ 報告基準日において第二十一条の三第二号に掲げる方法により金銭を管理していた場合には、信託業務を営む金融機関が発行する当該報告書に係る報告基準日における残高証明書

ニ 報告対象期間に預貯金等管理監査を受けた場合には、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に対し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ若しくはニの契約書の正本の提出を命ずることができる。

(公告の方法)

第三十六条 法第五十六条第二項及び第五十八条(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公告は、官報によるものとする。

第四章 雑則

(履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第三十六条の二 資金移動業者は、法第五十八条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十二号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 特例対象資金移動業(法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この項及び次条において同じ。)に係る算定期間

四 特例対象資金移動業に係る基準日等(法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第五項において同じ。)

五 特例対象資金移動業に係る供託期限

六 特例適用開始日(法第五十八条の二第一項に規定する特例適用開始日をいう。)における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

3 資金移動業者は、法第五十八条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十三号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

4 法第五十八条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

	三 特例適用終了日（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日という。次項において同じ。）における特例適用終了資金移動業（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。）に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額	
	5 資金移動業者が法第五十八条の二第三項の規定による届出をしたときは、当該資金移動業者が特例適用終了日において同条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金（法第五十八条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。）のうち、当該履行保証金の額に特例適用終了日の直前の基準日等における一の特例適用終了資金移動業に係る要供託額（法第五十八条の二第四項に規定する要供託額をいう。）の当該基準日等における要供託額（当該資金移動業者が法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）に対する割合を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）について、当該特例適用終了資金移動業について供託した履行保証金とみなす。 （履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替え）	
	第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第十一条第三項	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
第十一条第六項	第四十三条第二項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
第一号	が一億円	の総額が一億円
第十一条第六項	当該未達債務の額に百分の五	当該額に百分の五
第二号	が一億円	の総額が一億円
第十一条第七項	第四十三条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
	第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条
	第四十五条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項
第十四条の二	第十五条	第十七条の三第三項の規定により読み替えて適用する令第十五条
第十四条の二	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日という。以下同じ。）	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等という。第十九条第八号イにおいて同じ。）
	当該算定日	当該基準日等
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号	履行保証金等合計額（令第十七条第一項第一号
	第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約
第十四条の二	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下同じ。）
二号	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約
第十四条の二	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
三号	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
	当該種別の資金移動業に係る保全金額	保全金額
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約
第十四条の二	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
四号	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約

第十四条の二第五号	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	当該種別の資金移動業に係る保全金額 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項を控除した	特例対象資金移動業 保全金額 履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した
第十九条第三号	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	当該種別の資金移動業	当該特例対象資金移動業 直前の基準日等
イ	第十九条第八号	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日 当該算定日 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 第四十五条第一項 当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約 当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	当該基準日等 履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項 履行保証金信託契約 特例対象資金移動業
ロ	第十九条第八号	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
ハ	第十九条第八号	第五十九条第一項 当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項 履行保証金信託契約 特例対象資金移動業
ニ	第十九条第八号	第五十九条第一項 当該種別の資金移動業に係る信託財産 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項を控除した	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項 信託財産 履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した
ホ	第十九条第八号	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	履行保証金信託契約 特例対象資金移動業
ヘ	第十九条第八号	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業 当該種別の資金移動業に係る信託財産 当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項を控除した	履行保証金信託契約 特例対象資金移動業 信託財産 履行保証金等合計額 法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した

第三十三條第一項第八号	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約
第三十三條第一項第九号	資金移動業の種別ごとの履行保証金	特例対象資金移動業に係る履行保証金
第三十三條第一項第九号	資金移動業の種別ごとの信託財産の額	特例対象資金移動業に係る信託財産の額
第三十七條	(権利実行事務代行者への委託) 金融庁長官は、法第五十九條第三項に規定する権利実行事務代行者に対し、同条第二項の規定による公示に係る事務、令第十九條第二項の規定による通知に係る事務、同条第四項の規定による権利の調査(同項に規定する公示又は機会の付与を含む。)に係る事務、同条第五項の規定による配当表の作成、公示又は通知に係る事務、同条第十項及び第十一項の規定による仮配当に係る事務その他の権利の実行の手續に関する事務の全部又は一部を委託することができる。(廃止の届出等)	
第三十八條	法第六十一條第一項(法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第四号において同じ。)の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。	
2	前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
一	商号	
二	登録年月日及び登録番号(特定信託会社にあつては、届出年月日及び届出受理番号)	
三	届出事由	
四	法第六十一條第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日	
五	資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由	
六	一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別	
七	事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先	
3	法第六十一條第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、資金移動業者等は、同項の規定による揭示の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	
4	法第六十一條第三項の規定による公告及び営業所での揭示には、同条第五項(法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。)	
5	資金移動業者等は、法第六十一條第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	
6	資金移動業者等が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。(登録の取消しに伴う債務の履行の完了が不要な場合)	
第三十八條の二	法第六十二條第一項に規定する内閣府令で定める場合は、資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部を他の資金移動業者に承継させた場合とする。	
	(法令違反行為等の届出)	
第三十九條	資金移動業者等は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。	
一	当該行為が発生した営業所の名称	
二	当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名	
三	当該行為の概要	
	(經由官庁)	
第四十條	資金移動業者等(法第三十七條の登録を受けようとする者及び法第三十七條の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。次項において同じ。)は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)を經由してこれを提出しなければならない。	
2	資金移動業者等は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長(以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。)があるときは、当該財務事務所長等を經由してこれを提出しなければならない。	
	(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)	
第四十一條	資金移動業者等は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条第二項の規定により財務事務所長等を經由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。	

(標準処理期間)

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十一条の変更登録又は法第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(法施行前における資金移動業者の登録を受けるための準備行為)

第二条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第四条の登録申請書及び第六条に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、法第三十七条の登録を受けのために必要な準備行為を行うことができる。

附則（平成二二年五月二八日内閣府令第二十九号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条第六号に定める日（平成二十二年九月三十日）から施行する。

附則（平成二二年九月二七日内閣府令第四三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日内閣府令第九号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第二条中資金移動業者に関する内閣府令目次の改正規定は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

附則（平成二三年七月二六日内閣府令第三五五号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式及び第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令別紙様式は、平成二十三年八月一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二四年七月六日内閣府令第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(外国人登録証明書の写し等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第四十条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五十条第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八十条第二項及び第二百五条並びに第十六条の規定による改正後の会社の株式の発行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条第一項の規定（以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。）の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

2 第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項及び第八八条、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六条、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八八条第二項及び第二百五十五条の規定の適用については、外国人登録原票の記載事項証明書、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書は、入管法等改正法の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項第一号及び第八八条第二号イ（2）、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一条第二号ロ及び第十六条第二号、第十二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する内閣府令第六号第二号、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九条第一項第二号並びに第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八八条第二項第一号及び第二号第四号に掲げる書類とみなす。

附則（平成二四年八月七日内閣府令第五三三号）

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令第五条第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第二条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十条の二第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定、第三条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定並びに第四条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十五条第一項第一号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
	四・五	四
	六	五・五

附 則（平成二六年三月二八日内閣府令第二四号）

第一条 この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令第五条第一項第一号の三イ及びロ並びに第二号の三イ及びロの規定、第二条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第十条の二第一項第一号の三イ及びロ並びに第二号の三イ及びロの規定、第三条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第一項第一号の三イ及びロの規定並びに第四条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十五条第一項第一号の三イ及びロの規定の適用については、これらの規定中「四・五パーセント以上」とあるのは「四パーセント以上」と、「六パーセント以上」とあるのは「五・五パーセント以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成二七年四月二八日内閣府令第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日内閣府令第一八号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二四日内閣府令第八号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月二二日内閣府令第四一号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日内閣府令第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月二三日内閣府令第七五号） 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月一九日内閣府令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この府令の施行の際現に第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第十七条第一項の承認（全部の解除に係るものに限る。）を受けているみなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。）が、施行日の直前の基準日（改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律第四十三条第一項に規定する基準日という。）の翌日から起算して一週間を経過する日以後に当該解除を行う場合には、当該日に第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令（次条第二項において「新資金移動業者府令」という。）第十七条の届出をしたものとみなす。

（改正法附則第七条第二項の書類の提出）

第五条 改正法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、施行日（改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた資金決済法第三十七条の登録を受けた者にあつては、当該登録を受けた日。以下この項において同じ。）から起算して一月とする。ただし、施行日から起算して一月以内に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（次項において「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の変更登録の申請又は同条第三項若しくは第四項の届出をするみなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該申請又は届出をする日までの期間とする。

2 みなし登録第二種業者が改正法附則第七条第二項の規定による提出をする場合における新資金決済法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新資金移動業者府令第六条の規定にかかわらず、同条第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、提出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

3 みなし登録第二種業者が、改正法附則第七条第二項の書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該みなし登録第二種業者の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該みなし登録第二種業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

附則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月二四日内閣府令第一三三号）

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十四条から第三十五条の二までの規定及び同令別紙様式第十九号から別紙様式第二十一号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類について適用し、施行日前に終了した事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月二七日内閣府令第八七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二二日内閣府令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第九条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十条の規定は、施行日以後に同条第一項の金銭その他の資金を受領した場合について適用し、施行日前に第九条の規定による改正前の資金移動業者に関する内閣府令第三十条第一項の金銭その他の資金を受領した場合には、なお従前の例による。

別紙様式第1号(第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 (郵便番号 ー)
住 所
電話番号 () ー
商 号
代表者の
氏 名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 届出受理番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商 号		
(ふりがな)		
2. 代 表 者 の 氏 名		
3. 住 所	(郵便番号 ー) 電話番号 () ー	
4. 資 本 金 の 額		
5. 取締役及び監査役等		
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先		
(ふりがな)		
営 業 所 の 所 在 地	(郵便番号 ー)	
連 絡 先	電話番号 () ー	

(記載上の注意)

- ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
- 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
- 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。

		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法	
特定信託為替取引の標準履行期間	

営業日及び営業時間		
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口座に関する事項	(1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	(3) 特定信託口座の名義	
	(4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項	

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位(外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。

8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点



(記載上の注意)

1. 「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(3) 特定信託為替取引の概要図



--

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第7面)

(4) 業務委託状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

--	--	--

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第9面)

10. 信託業（信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。）以外の行っている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 —)

届出者 住 所

電話番号 () —

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 届出受理番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)
(ふりがな)	
1. 商 号	

2.	(ふりがな) 代表者の氏名	
3.	(ふりがな) 本国における 本店の所在地	
4.	(ふりがな) 国内における 代表者の氏名	
5.	住 所	(郵便番号 ー) 電話番号 () ー
6.	資本金の額	
7. 取締役及び監査役に相当する者		
	(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名
8. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先		
	(ふりがな) 営業所の 所在地	(郵便番号 ー)
	連 絡 先	電話番号 () ー

(記載上の注意)

- ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
- 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
- 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。

		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法	
特定信託為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	

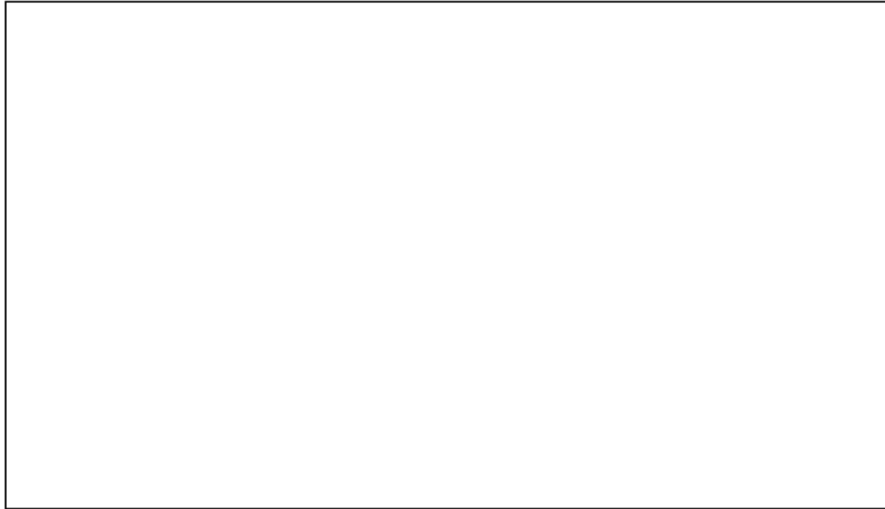
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口座に関する事項	(1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称	
	(2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	(3) 特定信託口座の名義	
	(4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項	

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位(外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点



(記載上の注意)

1. 「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(3) 特定信託為替取引の概要図



--

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第7面)

(4) 業務委託状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

12. 信託業（信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。）以外の行っている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

13. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--



別紙様式第1号の3（第3条の6第2項関係）

（日本産業規格A 4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

商 号

代表者の

氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第40条第1項第7号及び第8号に該当しないことを誓約します。
（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号の4 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A 4)

履 歴 書

(ふりがな)				
氏 名				
現 住 所				
役 職 名 等		生年月日	年 月 日生 満 才	
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間	内 容		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の兼職状況を記載すること。

別紙様式第1号の5 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A 4)

沿 革

(ふりがな) 商 号 又 は 名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号 () -
設立年月日 及 設立時の事業		
設立の経緯		
設立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名		

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
4. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計参与にあっては、設立時の事業の記載は不要。

計	個	%	

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
5. 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
6. 「届出者との関係」は、議決権を保有する者が当該届出者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第2号(第4条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ())

申請者 住 所

電話番号() ()

商 号

代表者の

氏 名

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第38条第1項の規定により資金移動業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商 号		
(ふりがな)		
2. 代 表 者 の 氏 名		
3. 住 所	(郵便番号 ()) 電話番号() ()	
4. 資 本 金 の 額		
5. 取 締 役 及 び 監 査 役 等		
(ふりがな)	役 職 名	
氏 名 又 は 名 称		

6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな)	
営業所の所在地	(郵便番号 —)
連絡先	電話番号() —

(記載上の注意)

- ※「登録番号」には、記載しないこと。
- 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
- 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
- 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。
- 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。
- 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外送金も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 資金移動業の種別

1	第一種資金移動業(年 月 日) (資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日)
2	第二種資金移動業(年 月 日)
3	第三種資金移動業(年 月 日)

(記載上の注意)

1. 行おうとする資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
2. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

(第5面)

9. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

資金移動業の名称	
為替取引の種類等	
為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法	
為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

- 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
- 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。
- 「為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
- 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
- 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
- 「為替レートの決定方法」は、外国通貨をもって為替取引を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
- 「為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載する

こと。

8. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

- (2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供託期限

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。
2. 「履行完了額算出時点」とは、第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点を行い、同項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、法第58条の2第5項第1号に規定する算定期間を行い、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。
4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

(第7面)

- (3) 資金移動の概要図

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと)に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第8面)

(4) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第9面)

(5) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し

--

に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

11. 資金移動業の他にしている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

12. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

(第12面)

13. 登録免許税領収書貼付欄

--

別紙様式第2号の2(第4条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)
 申請者 住 所
 電話番号() ー
 商 号
 代表者の氏名
 国内における
 代表者の氏名

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第38条第1項の規定により資金移動業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)
(ふりがな) 1. 商 号	
(ふりがな) 2. 代表者の氏名	
(ふりがな) 3. 本国における 本店の所在地	
(ふりがな) 4. 国内における 代表者の氏名	
5. 住 所	(郵便番号 ー) 電話番号() ー
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等	

7. 資本金の額	
8. 取締役及び監査役に相当する者	
(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(第3面)

9. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな) 営業所の所在地	(郵便番号 —)
連絡先	電話番号() —

(記載上の注意)

- ※「登録番号」には、記載しないこと。
- 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
- 「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において資金移動業者の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を記載すること。
- 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。
- 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国資金移動業者における外国の法令上取締役及び監査役に相当する者を記載すること。

		電話番号() —
--	--	-----------

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第5面)

11. 資金移動業の種別

1	第一種資金移動業(年 月 日) (資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日)
2	第二種資金移動業(年 月 日)
3	第三種資金移動業(年 月 日)

(記載上の注意)

1. 行おうとする資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
2. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

(第6面)

12. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

資金移動業の名称	
為替取引の種類等	
為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの設定方法	
為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする

契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

3. 「為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外国通貨をもって為替取引を提供する場合には、当該通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
8. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。

(第7面)

- (2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供託期限

--

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。

2. 「履行完了額算出時点」とは、第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点をいい、同項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、法第58条の2第5項第1号に規定する算定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。
4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

(第8面)

(3) 資金移動の概要図

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第9面)

(4) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

--	--	--

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第10面)

(5) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し

--

(記載上の注意)

為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の全てについて貼付すること。

(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

15. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

(第13面)

16. 登録免許税領収書貼付欄

--

別紙様式第3号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

商 号
代表者の
氏 名

誓 約 書

当社及び資金決済に関する法律第40条第1項第11号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第4号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

(通称)

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第11号ロに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第5号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

(ふりがな)					
氏 名					
現 住 所					
役 職 名 等			生年月日	年 月 日生 満 才	
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間	内 容			
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名					

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の兼職状況を記載すること。
4. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

(ふりがな) 商号又は名称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号() —
設立年月日及び 設立時の事業		
設 立 の 経 緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名		

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
4. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計参与にあつては、設立時の事業の記載は不要。
6. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号ニ及びホに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第7号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

(A) 総株主の議決権の数			個	登録申請者との関係
氏名、商号又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合(B/A)		
	個	%		
計	個	%		

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権をいう。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
 3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
 4. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名(法人を含む。)について記載すること。
 5. 「割合(B/A)」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
 6. 「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。
-

別紙様式第8号(第7条関係) (令元内府令14・令3内府令44・一部改正)

(日本産業規格A4)

文書番号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

資金移動業者の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録
したので通知します。

記

登録番号 財務(支)局長第 号

登録年月日 年 月 日

別紙様式第8号の2(第7条関係)

(日本産業規格A4)

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

特定信託会社名簿への登載について

年 月 日付で届出のあった標記のことについては、下記のとおり登載したので通知
します。

記

届出受理番号

財務(支)局長第 号

届出年月日

年 月 日

別紙様式第9号(第9条第2項関係) (平28内府令18・令元内府令14・令元内府令41・令3
内府令44・一部改正)

(日本産業規格A4)

文書番号
年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第9号の2(第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第9号の3(第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

1. 商号	
2. 為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域	別添3のとおり
6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項	別添4のとおり
7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項	別添5のとおり
8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針	別添6のとおり
9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項	別添7のとおり

(記載上の注意)

「為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第6条第8号及び第10号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- ・システムの設置場所

 - ・バックアップシステムの有無及び設置場所

 - ・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、資金移動業者が管理する各システム(取引システム、顧客管理システム及び社内システム等)の関係性と、連携先(銀行、クレジットカード会社及び店舗等)との接続関係の概要についても記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類等、提供方法

(2) 為替取引に係る指図の受付方法

(3) 為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 為替取引に係る資金の払出方法

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類等、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。
2. 「為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法(インターネット及び店頭等)を記載し、法第51条の2の規定の観点から為替取引に係る指図を受付するか否かを確認する方法、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法についても記載すること。
3. 「為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法(口座振込等)及び分割入金可否を記載し、為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理についても記載すること。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法(送金システムへの入力等)を記載すること。
5. 「為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法(口座振込等)を記載すること。
6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
7. 「為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(6) 資金移動の概要図

--

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

(記載上の注意)

1. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理(管理体制)

(2) 取引時確認の措置

(記載上の注意)

1. 「経営管理(管理体制)」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制(部署又は役職等)について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

4. 「経営管理(管理体制)」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

(1) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法

--

(2) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制

--

(3) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法

--

(4) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制

--

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

--

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。
 - (1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置
 - (2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置
 - (3) 他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置
 - (4) その他利用者資金の滞留を防止するための措置

2. 「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」に記載した措置の運用状況に係る監視方法について記載すること。
3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」は、第32条の2第2項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。
4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳(必要な事務処理の内容及び事務処理期間)を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。
6. 3. に関し、「資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される当該事由及び当該事由が生じた場合の対処方針を記載した書面を添付すること。
7. 「法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」(「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。)に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

- (1) 為替取引に関する事故が発生した場合

--

- (2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

--

- (3) 送金資金に不足が生じた場合

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引に関する事故」とは、システム障害等(システム障害やサイバーセキュリティ事案)の発生や誤った為替取引(例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等)が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合」は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

- (1) 利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
- (1) 資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。
- (別添7)
9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

--

(記載上の注意)

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第9号の3の2（第9条の2関係）

（日本産業規格A4）

業務実施計画

1. 商号	
2. 特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域	別添3のとおり
6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項	別添4のとおり

7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針	別添5のとおり
8. その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項	別添6のとおり

(記載上の注意)

「特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第3条の6第2項第6号及び第8号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- ・システムの設置場所

・バックアップシステムの有無及び設置場所

・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、特定信託会社が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び店舗等）との接続関係の概要を併せて記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添2)

4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法

(1) 特定信託受益権の種類等、発行方法

--

(2) 特定信託為替取引に係る指図の受付方法

--

(3) 特定信託為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 特定信託為替取引に係る資金の払出方法

--

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の種類等、発行方法」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等やインターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。
2. 「特定信託為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法を併せて記載すること。
3. 「特定信託為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金可否を記載し、特定信託為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理を併せて記載すること。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。
5. 「特定信託為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。
6. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
7. 「特定信託為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(6) 特定信託為替取引の概要図

--

--

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに特定信託為替取引の形態を図示すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

(別添 3)

5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

--

(記載上の注意)

1. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添 4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理（管理体制）

--

(2) 取引時確認の措置

--

(記載上の注意)

1. 「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 「経営管理（管理体制）」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添 5)

7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

(1) 特定信託為替取引に関する事故が発生した場合

--

(2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

(3) 送金資金に不足が生じた場合

(記載上の注意)

1. 「特定信託為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った特定信託為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「特定信託為替取引に関する事故が発生した場合」は、特定信託会社が行う特定信託為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある特定信託為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。
 - (1) 利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
 - (1) 特定資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無

- (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、特定信託為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、特定信託為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該特定信託為替取引の履行を確保するための対応（実施するための態勢を含む。）を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

--

(記載上の注意)

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第9号の4(第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の2第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 変更に係る事項

変 更 後	変 更 前

2. 申請の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4. 別紙様式第9号の3(特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2)により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の5(第9条の4第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

変 更 年 月 日	変 更 後	変 更 前

2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4. 別紙様式第9号の3(特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2)により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の6(第9条の5関係)(令3内府令11・追加)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

変更登録申請書

資金決済に関する法律第41条第1項の規定により、同項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 営もうとする新たな資金移動業の種別
2. 新たな資金移動業の種別を営もうとする理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 登録申請書の第4面(外国資金移動業者にあつては、第5面)については、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の7（第9条の6関係）（令3内府令11・追加）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

電話番号（ ） ー

商 号

代表者の

氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第40条第1項第3号から第5号までに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第9号の8（第9条の7関係）（令3内府令11・追加、令3内府令44・一部改正）

（日本産業規格A4）

文書番号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

変更登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、年 月
日に登録したので通知します。

別紙様式第9号の9（第9条の8関係）（令3内府令11・追加、令3内府令44・一部改正）

（日本産業規格A4）

文書番号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

変更登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第10号(第10条第1項から第3項まで関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

変 更 届 出 書

(事前・事後)

下記の事項について {変更します} / {変更しました} ので、資金決済に関する法律第41条 {第3項} / {第4項} (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 当該変更届出書を法第41条第3項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第

41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。

4. 当該変更届出書を法第41条第4項の規定により届け出る場合には、「事後」、「変更しました」及び「第41条第4項」を○で囲むこと。
 5. 本店(外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所)の所在地を他の財務(支)局長の管轄する区域に変更した場合には、従前に交付を受けた別紙様式第8号の登録済通知書(特定信託会社にあつては、別紙様式第8号の2の登載済通知書)を添付すること。
 6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 7. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。
-

別紙様式第11号(第14条関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・令3内府令11
・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所
電話番号 () ー

商 号

代表者の
氏 名

履行保証金保全契約届出書

資金決済に関する法律第44条の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業の種別
			円	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第12号(第17条関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・令3内府令11
・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金保全契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別
			円	

3. 2. の履行保証金保全契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第13号(第18条関係) (令元内府令14・令3内府令11・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金信託契約届出書

資金決済に関する法律第45条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	資金移動業の種別
			円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第14号(第21条の2関係) (平29内府令6・令元内府令14・令3内府令75・令3内府令11・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金信託契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の2の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	資金移動業の種別
			円 (年 月 日現在)	

3. 2. の履行保証金信託契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第15号(第21条の4第1項関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75
・令3内府令11・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第1項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 預貯金等管理方法により管理することを開始する日	
5. 預貯金等管理割合	%
6. 預貯金等管理方法による管理の方法	
イ. 銀行等に対する預貯金により管理する方法	
(1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称	
(2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 預貯金の名義	
(4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項	

ロ. 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法	
(1) 金銭信託の受託者の商号又は名称	
(2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 金銭信託の名義	
(4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項	
7. 法第45条の2第2項の規定に基づき監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
8. その他参考となる事項	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「預貯金等管理方法」又は「預貯金等管理割合」とは、それぞれ法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法又は同項に規定する預貯金等管理割合をいう。
3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第16号(第21条の4第4項関係)(令元内府令14・令3内府令11・一部改正)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理に係る変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号		
2. 登録年月日		
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号	
4. 変更に係る事項		
(1) 変更の内容		
変更予定年月日	変 更 後	変 更 前
(2) 変更の理由		

ハ、振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

8. その他参考となる事項

--

(記載上の注意)

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第17号(第21条の4第6項関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75
・令3内府令11・令3内府令44・一部改正)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第6項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 預貯金等管理終了日	
5. 預貯金等管理終了日の直前の基準日(法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。)における第三種資金移動業に係る法第45条の2第5項に規定する要供託額	円

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第18号(第22条第2項関係) (平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・令3
内府令11・一部改正)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の
氏 名

履行保証金の供託届出書

資金決済に関する法律第46条の規定により供託をしたので、供託書正本を添えて
届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏
及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該
旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏
及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することがで
きる。

別紙様式第19号(第34条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

事 業 報 告 書
第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

財務(支)局長

殿

住 所
商 号
代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 取締役等及び職員の増減
- 3 資金移動業の状況
- 4 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 収支の状況

- 1 資金移動業に係る収支の状況
- 2 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 取締役等及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)

取締役等	取締役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	会計参与			
	監査役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執行役			
	計			
職員	事務系			
	庶務系			
	計			
合計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合計
年間取扱件数(件)					
年間取扱金額(円)					
1件当たりの 平均取扱金額(円)					

(記載上の注意)

- 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。
- 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54

条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録(特定信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
4. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。

4. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関(特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。)が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第4面)

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
 2. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
 3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
 4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。
2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況
- (1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(第5面)

- (2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				

売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				

所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
 2. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。
-

別紙様式第20号(第34条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

事 業 報 告 書
第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

財務(支)局長

殿

住 所

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 役職員の増減
- 3 資金移動業の状況
- 4 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 収支の状況

- 1 資金移動業に係る収支の状況
- 2 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 役職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減(△)
本邦取締役等	取 締 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執 行 役			
	計			
本邦一般職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における本国からの派遣職員数 人(うち取締役等 人)
(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合 計
年間取扱件数(件)					
年間取扱金額(円)					
1件当たりの 平均取扱金額(円)					

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。
 2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者又は外国信託会社が、法第54条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録(外国信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
 3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
 4. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。
4. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関(特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。)が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第4面)

第2 収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る。)

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				

増資調達				
その他				
調整額				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
 2. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
 3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
 4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。
2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況
- (1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(第5面)

- (2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				

販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
 2. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第5面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。
-

別紙様式第21号(第35条第2項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号
届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

1. 未達債務の額等の概要

報 告 日	年 月 日
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報告基準日における未達債務の額	(第1種) 円 (第2種) 円 (第3種) 円 (①) 円 (②) 円 (特定資金移動業) (合 計) 円 (合計から第3種①を除いた額) 円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	(第 種) 円 (特定資金移動業) 円 (合 計) 円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額	円

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう(以下この様式において同じ。)
2. 「未達債務の額」は、資金移動業(特定資金移動業を除く。以下この様式において同じ。)の種別ごとに、利用者(国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。)に対して負担する債務の額について記載し、特定資金移動業を営む場合は、「未達債務の額」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。また、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合(同条第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下この様式において同じ。)を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること(本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること。)
3. 「報告基準日における未達債務の額」は、括弧書の記載に応じて、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。
4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業(法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。)について一括供託(同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。)をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合(その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。
5. 「報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額」は、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合に記載すること。

(第2面)

2. 未達債務の概況

- (1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数(件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額(円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合計

年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合計
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. 報告対象期間における為替取引(特定信託会社にあつては、特定信託為替取引)の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。
 2. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
 3. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。
 4. 特定信託会社にあつては、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。
- (2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数(件/月ごとに)、口座平均残高(円/月ごとに)

① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

年 月	件	件	件	件
-----	---	---	---	---

② 口座平均残高

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

(3) 為替証書等(第29条第2項に規定する為替証書等をいう。)を発行する場合にあっては、報告対象期間における発行枚数及び回収枚数(枚/月ごとに)

① 発行枚数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

② 回収枚数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) 履行保証金の供託等に係る特例の状況

- ① 報告対象期間における一括供託の適用の有無
- ② 一括供託をしている場合(報告対象期間に一括供託をやめた場合も含む。)には、一括供託を開始した日及び特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別
- ③ 報告対象期間に一括供託をやめた場合には、一括供託をやめた日

(2) 預貯金等管理方法の状況

- ① 報告対象期間における預貯金等管理方法(法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下この様式において同じ。)による管理の有無
- ② 預貯金等管理方法による管理を行っている場合(報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合も含む。)には、管理の開始日
- ③ 報告対象期間に預貯金等管理割合を変更した場合には、変更した日及び変更内容
- ④ 報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合には、管理をやめた日

4. 現に供託している履行保証金の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る 供託金の額
		円	第 種	円

(記載上の注意)

- 「種別」とは、資金移動業の種別をいい(以下この様式において同じ。)、 「第 種」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業について一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。
- 「当該種別に係る供託金の額」は、その當む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除き、「種別」において記載した資金移動業の種別ごとの供託金の額を記載すること。

ロ. 振替国債以外の債券の場合

	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①						円	円	%
②								

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			

(記載上の注意)

イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ. 振替国債の場合

	供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
①			円	%
②				
③				

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額

①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

(第4面)

5. 現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

6. 現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

7. 預貯金等管理方法による管理の状況

銀行等の名称	預貯金等管理割合	預貯金の額
		円 (年 月 日現在)

預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の 当該預貯金等を特定するための事項

8. 特定信託口座による管理の状況

銀行等 の商号 又は名 称	信託契約により受け 入れた金銭の金額	特定信 託口座 の名 義	特定信託口座の 口座番号その他の 当該特定信託口座 を特定するため の事項
	円 (年 月 日現在)		

(記載上の注意)

- 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法(特定信託会社にあつては、特定信託口座。2. において同じ。)による管理の状況について記載すること。
- 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

別紙様式第22号(第36条の2第1項関係)(令3内府令11・追加)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面)

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

一括供託の特例の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の2第1項の規定により、資金決済に関する法律第58条の2第1項の規定による一括供託の特例の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 特例適用開始日	
5. 特例対象資金移動業に係る事項	
(1) 特例対象資金移動業	
(2) 算定期間	
(3) 基準日等	
(4) 供託期限	
6. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、	

保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円
---------------------------	---

(記載上の注意)

「特例適用開始日」、「特例対象資金移動業」、「算定期間」又は「基準日等」とは、それぞれ法第58条の2第1項に規定する特例適用開始日、同項に規定する特例対象資金移動業、同条第5項第1号に規定する算定期間又は同項第2号に規定する基準日等をいう。

(第2面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容（供託所名

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第23号(第36条の2第3項関係)(令3内府令11・追加)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面)

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

一括供託の特例の適用終了に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の2第3項の規定により、資金決済に関する法律第58条の2第1項の規定による一括供託の特例の適用を受けることをやめたので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 特例適用終了日	
5. 特例適用終了資金移動業	
6. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「特例適用終了日」又は「特例適用終了資金移動業」とは、それぞれ法第58条の2第3項に規定する特例適用終了日又は特例適用終了資金移動業をいう

(以下この様式において同じ。)

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る 供託金の額
				円
		円	第 種	円

(記載上の注意)

- 「種別」とは、資金移動業の種別をいい(以下この様式において同じ。)、
「第 種」には、資金移動業の種別の番号を記載すること。
- 「当該種別に係る供託金の額」は、「種別」において記載した資金移動業の
種別ごとの供託金の額を記載すること。

ロ. 振替国債以外の債券の場合

	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①						円	円	%
②								

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			

(記載上の注意)

イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ. 振替国債の場合

	供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
①			円	%
②				

③				
---	--	--	--	--

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年月日現在)	

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載(種別の記

載を除く。)が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第24号(第38条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号 届出受理番号	財務(支)局長 第 号 財務(支)局長 第 号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 資金移動業(特定信託会社にあつては、特定資金移動業。7.を除き、以下同じ。)の全部又は一部を廃止したときは、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
7. 一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別	<input type="checkbox"/> 第一種資金移動業 <input type="checkbox"/> 第二種資金移動業 <input type="checkbox"/> 第三種資金移動業
8. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
9. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
10. 届出者と資金移動業者の関係	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
 2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
 3. 「届出事由」は、法第61条第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の事由を記載すること。
 4. 「全部 一部」は、該当のものにレ点を付すこと。
 5. 「一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別」に該当する種別が一である場合は、「資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別」の記載事項のうち「その内容に係る資金移動業の種別」の記載を省略することができる。
-

別紙様式第25号(第38条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 ー)
 住 所
 電話番号() ー
 商 号
 代表者の
 氏 名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 本文中の括弧内について、資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて○で囲むこと。
4. 「公告の方法」には、公告を掲載した官報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法(掲示期間)について記載すること。

別紙様式第26号(第39条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 ー)
 住 所
 電話番号() ー
 商 号
 代表者の
 氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

1. 当該行為が発生した営業所の名称	
2. 当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名	
3. 当該行為の概要	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 「当該行為が発生した営業所の名称」は全ての営業所又は事務所の名称を、「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」は全ての役員又は従業者を、それぞれ記載すること。